

令和 元年 6 月 17 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17365

研究課題名（和文）教委と学校のコラボレーションを核にした学校評価システムの構築に関する日米比較研究

研究課題名（英文）Comparative study on school evaluation systems which encourage collaboration between schools and district office to achieve school improvement in Japan and U.S.

研究代表者

照屋 翔大（TERUYA, Shota）

茨城大学・教育学研究科・准教授

研究者番号：90595737

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、アメリカにおける「学区を基盤とした学校改善」という学校改善理論とそれを促す評価システムに着目し、学校改善に向けた教育委員会と学校の協働性構築の要件を明らかにすることである。なお、本研究が着目する学校評価システムとは、学校認証評価システムを指す。

研究の結果、学校改善の理論や実践が、システム・アプローチという観点に立ち、地方教育行政を基礎単位にした個別学校と地方教育行政の協働活動（パートナーシップ活動）に関心を向けていること、改善を促すリーダーシップの内実や学校として備えるべき要件が見直され、学校評価の構造が変化していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通じて、日本に先行して個別学校ごとの学校改善を重視し、自律的な学校経営の実現に向けた研究・政策・実践を蓄積してきたアメリカにおいて、その方向性が見直しが図られていることが明らかになった。学校改善を実現するためには、個々の学校レベルで備えるべき要件を検討するだけでなく、教育課題がより一層複雑化・多層化する現代社会にあっては、その取り組みを支援する地方教育行政のあり様が重要になることが示唆された。

個別学校レベルでの課題対応に向けた組織力あるいはリーダーシップの開発を地方教育行政が支援し、その支援的機能を評価活動にいかにつ与するかが、今後に向けた研究的・実践的課題になる。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to clarify the factors which encourage the collaboration between schools and district office to achieve school improvement by analyzing the theoretical features of district-based school improvement and its case studies. This study focused school accreditation system as school evaluation system.

The result of this study can be summarized as follows; 1) the theory and practice of school improvement have shifted from individual school based school improvement like School-Based Management (SBM) to district based school improvement. These are called system approach for school improvement; 2) the structures of accreditation system have changed through reviewing the leadership and conditions of schools.

研究分野：学校経営学

キーワード：学校改善 認証評価 学校評価 協働 学区 学校 アメリカ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

1998年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」以降、日本では学校の自主性・自律性を鍵概念にしながら、個別学校を基礎単位にしたより良い学校教育の実現（以下、学校改善とする）を目指す教育改革が展開されている。中でも、校長のリーダーシップの確立はその実現に向けた中心的課題として位置づけられ、自律的な学校経営における校長のリーダーシップや専門性の内実について多くの研究知見が国内外の理論・実践を基に蓄積されてきた（小島編著 2004、浜田 2007、露口 2008、織田 2013 等）。近年では、校長をはじめとする学校管理職、すなわちトップ/フォーマル・リーダーのみならず、ミドルリーダーや一般教員が発揮するリーダーシップが、学校の教育活動や経営活動に及ぼす重要性についても関心が向けられるようになってきている（安藤 2013、末松 2013、照屋 2014 等）。すなわち、これまでの学校経営研究では、学校の自主性・自律性の確立とそれを基にした個別学校による学校改善の取り組みについて、学校の“内部”において備えるべき要件を明らかにすることに關心を向けてきた。しかし、校長自身が職務遂行上の不安を抱えていることや必要な裁量権限の拡大が十分でない等、各学校が自律的に学校改善に取り組むための基盤や条件は、未だ十分でないという現実がある。

以上の背景を受け、学校支援機構（support structure）としての教育委員会の役割・リーダーシップに研究的・実践的注目が集まっている。例えば、志水宏吉らの研究グループは、児童生徒の学力・体力について教育成果を挙げている都道府県の実態調査を通じて、そのような自治体では県教委・市町村教委と学校の一体感が高いことを明らかにしている（志水・高田 2012、志水・前馬 2014）。すなわち、教育委員会による改善支援とそれを基盤にした各学校による改善実践という相補的な関係性が学校改善においては重要なのである。このような知見は諸外国に目を向けても、共通する点が多い。本研究が着目するアメリカにおいても、近年、学校改善における地方学区（日本における市町村教育委員会）の役割や重要性が再評価され、「学区を基盤にした学校改善（district-based school reform）」という新たな理論的・実践的潮流が作り出されている（Supovitz, J. 2006 等）。これらの動向は、日本においても「効果的な学区（effective school district）」論（堀 2012 など）としてその理論的研究が緒についたばかりであり、その実践に関する研究知見の蓄積は課題として残されている。

2. 研究の目的

このように、近年、自主的・自律的かつ継続的な学校改善を実現する要件として、教育委員会による改善支援とそれを基盤にした学校による教育・経営実践との相補的關係性の構築の重要性が指摘されている。以上の動向を踏まえ、本研究は、アメリカにおける「学区を基盤とした学校改善」という学校改善理論とそれを促す評価システムに着目し、学校改善に向けた教育委員会と学校の協働性構築の要件を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、本研究では主に以下の研究課題に取り組んだ。

研究課題 1：「効果的な学区」論における地方教育行政当局のリーダーシップの検討

アメリカにおける「効果的な学区」論のレビューを行うとともに、アメリカにおいて「地方学区を基盤とした学校改善」の理論的基盤を提供している学校経営研究者による所論を検討する。

研究課題 2：学校評価を活用した教育委員会と学校の協働関係に関する事例分析

本研究では、アメリカにおける学校評価として、同国で1世紀以上の歴史を有する学校認証評価（school accreditation）を取り上げる。アメリカでの学校認証評価にかかわる新たな動向について調査研究を行い、教育委員会と学校の協働性を高める学校評価システムの特徴について明らかにする。

上記2点の研究課題に取り組みながら、日本における学校評価、教育委員会評価とそれらを通じた学校と教育委員会の協働性構築に向けた課題について総合的に考察する。

4. 研究成果

(1) 「効果的な学区」論の展開と特徴

アメリカでの学校改善における学区というアクターが再び着目されることになった政策的・理論的背景と、その中で蓄積されてきた地方学区の新たな役割についての検討を踏まえると、「効果的な学区」論をめぐる議論の特徴は、次のように整理することができる。

第一は、現在アメリカでは、自由（liberty）や公正（equity）といった価値が教育政策において重視され、個々の学校のパフォーマンスをいかに高めるかという「個別的な利益（private good）」よりも、地域全体のパフォーマンスを高めようとする「共通の利益（public good）」が重視されるようになったと指摘できる。これは、行き過ぎた市場主義への反動とも考えられる。なぜならば、ハイ・ステイクスな環境下においては、個々の学校が個別に学校改善に取り組むこと（＝結果的に生徒を競争的に奪い合う市場が形成される）が、近隣の学校の改善力を弱める可能性があることが事例研究のなかで明らかになってきたからである。つまり、個別学校レベルで自分の学校の生徒や保護者のためだけを考えて「個別的な利益」への対応に傾注するよりも、各学校による取り組みの影響が及ぶことになる近隣の学校の全ての生徒や保護者や教員等のことを配慮した共通の利益の追求を考えるという、いわば地域的文脈を共有した複数の学

校での「最適解」の追求が、結果的に、個々の学校に利益をもたらすことが確認されている。そのことから、地方教育行政に求められる役割として、学校間の差異をできる限り抑え込み、学区としての統一性の高い教育実践を確立することが主張されるようになり、「効果的な学区」という学校改善をめぐる新たな研究領域、実践ストラテジーが形成されていったと考えられる。

第二は、改善の対象を十分な成果を示すことのできない、いわゆる「成果の上がない学校（low performing schools）」だけでなく、すべての学校を対象とする改善観が醸成されつつある。これまでアメリカにおける学校改善の力点は、生徒のテストスコアを基にして抽出された「州の水準を下回る生徒の学習を充実させる学校改善プロセスを開発」することに置かれてきた。個別の学校改善プロセスに着目した事例研究もまた、州テストにおける下位層が属する学校・学区を対象とすることが多い（そのため、そのサクセスストーリーの構成要素を明らかにするという研究課題が設定されやすくなる）。しかしながら、学校改善は、設定された基準を充足していない学校のみが抱える課題ではなく、すべての学校にとって対応すべき課題であるという点が重要である。たとえば、後述の MSA - CESS による認証評価基準の中でも、改善の「継続（continuous）」という用語が鍵的役割を發揮していることはその証左と言えるだろう。

(2)ミドルステイツ協会による認証評価活動の実態分析

アメリカにおける伝統的な認証評価機関（accreditation agency）の一つである、ミドルステイツ協会（Middle States Association of Colleges and Schools Commissions on Elementary and Secondary Schools；MSA-CESS）を訪問し、同協会が2009年以降の試行期間を経て、本格実施に至った新たな認証評価活動の概要についてインタビュー調査を実施した。アメリカにおける認証評価は、元来、個別学校を基礎単位に実施されるものであるが、近年では MSA-CESS のように、地方教育行政（学区）を単位にして実施する動きが立ち現れている。同協会に先駆けて取り組んできた AdvancED（詳細は後述）は district accreditation、MSA-CESS は accreditation of school systems の名称のもとに、新たな認証評価活動を実施している。調査データの分析から、MSA-CESS によるこの新たな認証評価活動の持つ3つの特徴的な観点と、システム展開上の課題について明らかにした。

（特徴）

システム・アプローチ（system approach）の観点の重視

システム・アプローチについて同協会は、「学校システムを全体として分析し、システム内のすべての段階（各学校段階だけでなく、学区事務局も含めて）が共通の目標の達成と児童生徒の学習成果の向上に向けて戦略的に結び付き、協働的に取り組んでいることを確かめる」アプローチとして説明している。そのことを反映するように、現在の基準（2016年10月に改訂、2017年1月より施行）においては、学校を対象にした認証評価基準と学校システムを対象にしたそれとが同型をなしている。

学区におけるカリキュラムの調整（aligning the curriculums）の重視

調整とは、学校種間（horizontally）と学校段階間（vertically）の両方でのそれを指している。この考え方を支えているのは、学校間の差異を最小化することであり、各学校での教授学習のあり様を基本的に同じものにするという発想である。

one-size does not fit all（すべての学校に有効な唯一の評価方法は存在しない）という考えの重視

MSA-CESS が設定する評価基準は、ミッション、ガバナンスとリーダーシップ、成長と改善に向けた計画づくり、財政、施設設備、組織と人事、健康と安全、教育プログラム、学校システムの効果を示すエビデンス、生徒支援、生徒の生活と活動、情報資源の全12項目で構成される。ただし、各基準の下に設定される具体的な評価指標レベルでは、学校システムの違い（例えば、信仰に基づいた学校システムであるかなど。MSA-CESS が対象にする学校や学校システムは公立でないことが多いため、この項目は重要な意味を持つ。）に応じた指標が設定されていることがある。共通の尺度によって成果を図ろうとするだけでなく、学校システムの抱える多様性を考慮しようとしている。

（課題）

その一方で、MSA-CESS は認証校数が減少傾向にあるという課題にも直面していた。理由の一つに、州による教育アカウンタビリティ制度が同様の枠組みをもって学校評価を実施するようになったことが挙げられる。つまり、学校や学区は、認証評価協会に金銭的成本をかけずとも、公的なアカウンタビリティ制度の中で、自校（自学区）の優秀性を対外的にアピールすることが可能となった。実はこれが、「評価は何のために実施するのか」ということに対する現場レベルでの関心の揺らぎにもつながっており、自発的活動として誕生・発展してきた認証評価活動と現代的関心のもとで公的に進められるアカウンタビリティ制度の近接がもたらす難しさを見取ることができる。

(3)AdvancED による認証評価活動の実態分析

AdvancED は、2006年に北中部協会（NCA CASI）、南部協会（SACS CASI）と NSSE が合体（さらに2012年には、北西部協会（NWAC）も同組織に加わる）し誕生した、全米で最大規模を誇る、認証評価活動の実施機関である。訪問調査および資料分析を通じて、近年、次の4点にわたる変化が明らかになった。

performance standardsの見直し

認証評価に際して使用される基準は、規定に従い、5年に一度改訂される。2016-17年度以前は、基準（standard）-指標（indicator）という構成になっていたのに対して、2018年以降の基準では、複数の基準を束ねる領域（domain）が形成され、基準の位置づけ方が整理された。また、各基準の記述形式に目を向けてみると、すべて「学校は、 する/している」という具体的な行動を示すスタイルが採用されていることが分かる。各基準は属する各領域の意図する能力が現実に行使されている・機能している姿を描いているのであり、全体としてレベルを高めることによって、AdvancEDが創設当時から重視する「児童生徒の学びを高める学校」へと一変させること（transform）を促そうとしていると考えられる。

表 学校認証評価で用いられる基準の変遷

2006年～2011年	2012年～2017年	2018年～
1. ビジョンと目的 (Vision and Purpose) 2. ガバナンスとリーダーシップ (Governance and Leadership) 3. 指導と学習 (Teaching and Learning) 4. 教育成果の記録と利用 (Documenting and Using Results) 5. 諸資源と支援のシステム (Resources and Support Systems) 6. 利害関係者との対話と関係 (Stakeholder Communications and Relationships) 7. 継続的改善へのコミットメント (Commitment to Continuous Improvement)	1. 目的と方向性 (Purpose and Direction) 2. ガバナンスとリーダーシップ (Governance and Leadership) 3. 教授活動と学びの評価 (Teaching and Assessing for Learning) 4. リソースと支援システム (Resources and Support Systems) 5. 継続的改善に向けた結果の利用 (Using Results for Continuous Improvement)	1. リーダーシップの能力に関わる領域 (Leadership Capacity Domain) 以下、10基準 2. 学習に関わる能力の領域 (Learning Capacity Domain) 以下、12基準 3. リソースに関わる能力の領域 (Resource Capacity Domain) 以下、8基準

テクノロジーを活用しながら国の内外を問わず、地域的な境界（boundary）を超えた活動を展開する

2016-2017年度年次報告書（2016-2017 annual report）によると、AdvancEDによって認証された（accredit）学校等の数は、世界70か国で総計28,000を超えている。NCA・SACS・NWACの管内にあった学校はもとより、他地域協会のエリアに属する学校等、さらに近年では、中東を筆頭に世界中の学校等が同組織の認証評価を用いて、学校の価値を高めようとする状況にある（海外では、インターナショナルスクールなどのnon-publicな施設での活用がみられる。それらの機関についてAdvancEDは、「信頼の厚いアメリカの認証評価協会からお墨付き（seal of quality）を欲しがっている」と見ている）。認証評価を受けずに、同組織が提供する各種の学校改善支援ルールやサービスのみ提供を受ける施設も存在する（2015-2016年度年次報告では、6,000余りとの説明あり）。

地理的・空間的な境界を越えていくために活用されているのが、オンラインを通じて提供される各種のツールとサービスである。詳細は後述するが、ASSIST（2011年～）、eleot（2015年～）、eProve（開発中、eleotはその一部）といったアプリケーションが開発・運用されている。

認証評価を「一部門」の活動と位置づけなおし、改善支援ツールの開発と提供を主に据える

AdvancEDは、設立当初より、「認証評価を超える」をスローガンにしてきた。実際に、認証評価を担う部門の他に、解決策（solution）部門、テクノロジー部門といった改善支援サービスやツールの開発・提供に関与する部門や、マーケティング、財政、法規を扱う部門もあり、報告者が以前に訪問調査を実施した時よりも、より企業体のような性格を有した組織編成になったように見受けられた（以前は、認証評価部門・専門職としての学び部門・イノベーション部門・情報およびテクノロジー部門で構成されていた）。事実、2017年度の収支を確認すると、認証評価事業での収入は前年度比でほぼ横ばい（\$25,294,363 → \$25,847,581、全体に占める割合は76%程度）であるのに対して、学校改善サービスでの収入は、\$6,102,439と前年よりも100万ドル程度（1.2億円程度）も増加している（=収入全体に占める割合は18%程度）。

政府機関との関係性の強化

2015-2016年度年次報告書によると、2006年の創設時に、ワイオミング州と学校改善をめぐる州としてのフレームワーク作りに関する協定（contract）を締結して以来、同様の協定をノースダコタ州、ミシガン州、ケンタッキー州、アラバマ州、サウスカロライナ州、インディアナ州、ネバダ州の各州教育局とも結び、州独自のニーズや状況を勘案した改善支援サービスを構築・提供している。

また、2015年の連邦教育法改正（NCLB法からESSA法へ）の過程において、影響力を発揮したとされている。その証左に、14の州において、ESSA法に対応した州施策策定に向けたガイダンスやアシスタントの業務を展開し、いわば州（公的機関）のシンクタンクの役割を積極的に果たそうとする意図と実践が確認される。実際、彼らは報告書において自身のことを、resource expert や leading expert、the leading provider と称している（事実、そのような存在として、同組織CEOを務めるマーク・エルガード（Ed.D）が、2017年6月19日のEducation Week紙でのインタビューにおいて答えている）。

(4)総合考察

アメリカでは少なくとも80年代以降の連邦・州の権限強化、SBMの進展の中で、それまで暗黙理に前提とされてきた行政・学校関係は一度“解体”され、政策実施過程において学区の存在は等閑視されることになった。その意味で近年の「効果的な学区」研究の展開は、90年代を中心に席卷したNPM型改革、教育政策における市場・選択原理の妥当性を再度問い直すことで、今一度両者を統合した教育サービスの提供へとその心性が移行した結果と考えられる。

当然、その場合に学区当局に求められる役割は、大きく変化せざるを得ない。端的に表現するならば、school systemを管理運営する役割から、system of schoolsの改善を支援するという役割への変化（transform）である。いわば、school という単位（個別学校経営）に力点を置くでも、また、school systems（官僚制的に統制された行政構造、その末端としての学校）に力点を置くでもなく、個々の学校に置ける豊かな教育活動を保障しつつ、一定の地理的範疇において緩やかなネットワーク的結合関係にある学校群を支える教育行政機能としての学区という存在であり役割である。個別解（＝局所解（solution for individual school））から全体における最適解（＝全体解（solution for whole school system））への重点の変化といってもよいだろう。この中で、学校や地方教育行政の果たすべき役割やリーダーシップはいかにあるべきか。今後も注意深く動向を探る必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

照屋翔大(2017)「アメリカにおける「教育の専門性」をめぐる現状と課題 NBPTSによる優秀教員資格認定の取り組みに着目して」『日本教育経営学会紀要』第59号、58-72頁、査読あり。

(https://doi.org/10.24493/jasea.59.0_58)

照屋翔大(2016)「沖縄県における授業改善を核とした学力向上施策の展開と地方教育行政のリーダーシップ」『教育行政学研究と教育行政改革の軌跡と展望』(日本教育行政学会50周年記念号) 78-84頁、査読あり。

(https://doi.org/10.24491/jeas.50thanniv..0_78)

照屋翔大、藤村祐子(2016)「アメリカの教員評価をめぐる付加価値評価モデル(Value-Added Model)の動向」『日本教育経営学会紀要』第58号、118-130頁、査読なし。

(https://doi.org/10.24493/jasea.58.0_118)

〔図書〕(計5件)

高妻紳二郎、露口健司、田村知子、川上泰彦、武井敦史、照屋翔大、他10名(2018)『教育経営学の研究動向(講座「現代の教育経営」第3巻)』、学文社、総ページ215頁(担当部分：単著、60-71頁)。

浜田博文、露口健司、水本徳明、林孝、佐古秀一、南部初世、柳澤良明、照屋翔大、他72名(2018)『教育経営ハンドブック(講座「現代の教育経営」第5巻)』、学文社、総ページ169頁(担当部分：単著、16-17頁)。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。